# 四日市医師会看護専門学校同窓会規定

## 四日市医師会看護専門学校同窓会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は四日市医師会看護専門学校同窓会と称し、事務所を四日市医師会看護専門学校(以下本校と略す)に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と看護職としての資質の向上を図り、本校の発展に寄与することを 目的とする。

## 第2章 会 員

- 第3条 本会の会員は次の者とする。
  - 1 会員 四日市医師会看護専門学校卒業生
  - 2 特別会員 本校在職教員及び旧職員
- 第4条 会員は終身会員として、会員より卒業時に徴収することとする。
  - 1 入会金 金2,000 円 但し、必要に応じ臨時に会費を徴収することがある。

## 第3章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
  - 1 会長 1名
  - 2 副会長 1名
  - 3 幹事 若干名(うち、会計、書記を担当する)
- 第6条 役員は次の方法によって選出する。
  - 1 会長及び副会長は、総会において、会員中より選出するものとする。
  - 2 幹事はクラス会役員の中から選出する。
- 第7条 役員の任期は3年とする。
- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
  - 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
  - 3 幹事は、会務を分担し、書記は、本会の会議並びに運営に関する一般庶務を掌る。 会計は、会費その他金銭の出納に関する事項を掌る。
- 第9条 本会に相談役を置く。

相談役は、学校長に委託する。

#### 第4章 総会及び役員会

- 第10条 総会は、3年に1回、定期に会長がこれを召集し、その議長は会員中より選ぶ。但し、 役員会で必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
- 第11条 総会は会員の半数以上(委任状を含む)の参加により成立する。
- 第12条 総会における議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。但し、会則の改正にあっては、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

[ここに入力]

- 第13条 総会は、予算、決算、会の運営、会則の改廃、その他重要事項の審議及び役員を選出する。
- 第14条 役員会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。但し、役員の半数以上の請求が あれば、すみやかに役員会を開催しなければならない。
- 第15条 役員会は、役員の半数以上(委任状を含む)の参加をもって成立する。議決は出席者の 過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 第16条 役員会は、総会の議決に基づいてこれを執行し、緊急を要する事項の審議にあたるもの とする。

## 第5章 会 計

- 第17条 本会の経費は、会計及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 会費は、毎年その一部を基本財源として貯蓄し、残余の額及び利息収入をもって会計の 処理にあてる。
- 第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 附 則

- 1 本会則は、平成19年3月7日から施行する。
- 2 会員は、住所の変更、その他異動のある時は、直ちに本会事務所に届け出なければならない。

## 【本会事務所】

 $\mp$  5 1 0 - 0 0 8 7

四日市市西新地14番20号

四日市医師会看護専門学校内 四日市医師会看護専門学校同窓会事務所宛

T E L 0 5 9 - 3 5 5 - 2 2 2 1